

## 学校感染症について

➤下記の感染症にかかった場合は、出席停止となります。ただし、第3種の「その他の感染症\*」については、流行の状況により、感染拡大を防ぐ必要があるときに限り、出席停止となります。

➤登校する際には、『学校感染症に係る登校に関する意見書』、インフルエンザの場合は『インフルエンザ報告書』を提出してください。欠席の扱いにはなりません。

➤『学校感染症に係る登校に関する意見書』と『インフルエンザ報告書』は交野高校ホームからダウンロードできます。

	対象疾患	出席停止の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS-CoV-2 コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザウイルス A ウイルスであって、その血清型が H5N1 であるものに限る)</li> <li>・上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</li> </ul>	<div style="font-size: 2em;">}</div> 治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ</li> <li>・百日咳</li> <li>・麻疹(はしか)</li> <li>・流行性耳下腺炎</li> <li>・風しん</li> <li>・水痘(みずぼうそう)</li> <li>・咽頭結膜熱</li> <li>・結核</li> <li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫瘍が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで <div style="font-size: 2em;">}</div> 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</li> <li>・その他の感染症</li> <li>・その他の伝染病*</li> </ul>	<div style="font-size: 2em;">}</div> 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで  流行の状況に応じて出席停止とする場合がある